

## 令和3年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和3年1月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

### 1. 会議に出席した委員（19人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	4番	阿辻 康博
	5番	西橋 絹子	6番	廣田 重夫
	7番	八若 和美	9番	北村 富生
	10番	大塚 高司	13番	多賀 正和
	14番	中島 一枝	15番	近藤 和夫
	16番	廣部 重嗣	17番	家倉 和行
	18番	保積 郷司	19番	池田 美由紀
	20番	松居 利平		

### 2. 会議に欠席した委員

11番 堀田 繁樹

### 3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則  
主幹 後藤 昭一、主幹 大住 広樹

### 4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第524号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第525号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第526号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第527号	農用地利用集積計画案について

## 5. 議事録署名委員

10番 大塚 高司            13番 多賀 正和

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたのでただ今より、長浜市農業委員会令和3年1月定例総会を開催させていただきます。

改めまして、皆さん新年あけましておめでとうございます。昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい日常と言われたように、今までの当たり前が当たり前でない、世界中が苦難と不安の一年でありました。農業におきましても、人口減少に加えまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による飲食業界の不振と過剰作付けなどからコメ余りの状態が続き、令和3年産米の作付けがどうなるのか大変心配された一年であったと思います。しかしながら、農業者の思いを集約した意見具申では、市長から前向きな回答もいただき、農業委員会の地道な活動の大切さを再認識させていただきました。今年、2021年は丑年です。丑年は、粘り強さや堅実さを表す年と言われます。年が明けましても新型コロナウイルスの感染は拡大しており、滋賀県もステージ3の警戒ステージとなっています。また、厳しい農業情勢が一瞬に好転するとは思えませんが、焦ることなく引き続き、農業者の声を届けて、少しでも農業者に寄り添った施策とするために、一步一步確実に積み重ねていく年にできるよう、事務局としてしっかりと皆さんのお手伝いをさせて頂きたいと思っておりますので、本年もよろしく願いいたします。

さて、本日の定例総会につきましても委員総数20名の19名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。

まず報告ですが、12月15日、女性の農業委員、農地利用最適化推進委員研修会が近江八幡市で開催され、女性農業委員の皆さんに出席していただきました。

12月17日、農政懇談会を開催し10月27日に提出しました令和3年長浜市農業施策に関する意見書に対する回答と説明を受けた後、意見交換を行いました。多くの農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんにご参加いただき、本市の農業施策について協議できたことは大変有意義であったと思っています。

12月18日、常設審議委員会が大津市で開催され、会長に出席していただきました。なお、今回は当委員会からの諮問案件がありましたので、説明のため事務局も出席しております。

#### (事務局)

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が7件と、農用地利用集積計画案の決定、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る1月5日に当番委員、7番の八若和美委員、9番の北村富生委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長よろしくお願い致します。

#### (会長)

皆さん新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。3年振りの豪雪となりましたが、地域的に除雪作業をされる方がいる一方、全く降雪がない地域もあります。

年が明けましても新型コロナウイルスの感染は拡大しており、新型コロナウイルスによる制約等、厳しい農業情勢が変わると思えませんが、健康に気を付けていただき、農業委員活動をよろしくお願いいたします。今年の活動の目標は遊休農地の減少が望ましいのですが、増やさない事として、地域活動の中での話し合い等行っていただくよう、よろしくお願いいたします。本日は足元の悪い中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本日の欠席通告ですが、11番の堀田繁樹委員が欠席通告をいただいております。議事録署名委員報告、10番の大塚高司委員、13番の多賀正和委員、両委員よろしくお願いいたします。

会議にはいます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南田附町地先、田2筆、142㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は水路、西は雑種地、南は申請人所有田、北は道路です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、畑1筆、165㎡を境内地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と南と北は境内地、西は道路です。

番号3、土地の表示、地福寺町地先、畑1筆、198㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は雑種地、北は道路です。

番号4、土地の表示、宮司町地先、田1筆、686㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地と田です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は11件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西上坂町地先、田1筆、376㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は里道、南は水路、北は県道です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、畑2筆、760㎡を売買により境内地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は境内地、西は道路、南は境内地、北は道路です。

番号3と番号4は関連がありますので一括してご説明します。番号3、土地の表示、下坂中

町地先、畑1筆、98㎡を使用貸借により農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。続きまして番号4土地の表示、下坂中町地先、畑1筆、85㎡を売買により農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東と南と北は畑、西道路です。

番号5、土地の表示、南高田町地先、田1筆、312㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は雑種地、北は道路です。

番号6、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆、254㎡、畑1筆、274㎡、合計528㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地と道路、西は道路と宅地、南は道路と宅地、北は宅地です。

番号7、土地の表示、列見町地先、畑1筆、211㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は水路、西は水路、墓地、南は宅地、北は水路です。

番号8、土地の表示、千草町地先、田2筆、247㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地と雑種地、西は宅地、南は雑種地、北は宅地です。

番号9、土地の表示、下坂浜町地先、田2筆、326㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路と雑種地、北は道路です。

番号10、土地の表示、西上坂町地先、田2筆、2,257㎡、畑1筆、27㎡、合計2,284㎡を売買により貸工場用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東と西は道路、南は宅地、北は水路です。

番号11、土地の表示、宮司町地先、畑42筆、5,430.86㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は宅地と畑、西は宅地と里道、南と北は里道です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計9筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田9筆、9,554㎡の解約です。番号1、番号3、番号6は相対による利用権の解約、番号2と番号5については、後にご説明申し上げます議案第524号、番号5、番号1で耕作目的にかかる解約、番号4については、レーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和3年1月12日、長浜市農業委

員会会長名。

このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。10月定例総会において議案第509号で、計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和2年12月7日付で、担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。10月の利用集積計画で293筆、計583,812.4㎡について農地中間管理権の設定がありました。今回の配分計画では29人の借り手に295筆、計590,714.4㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

(布施委員)

4条の番号4について、個人の駐車場にしては大きく感じますが、その他にもなにか計画されておられるのでしょうか。

(事務局)

今回、こちらについては市街化区域という事で内容の審査は特にしておりませんが、この辺りは市街化が進んだところになり、周りに駐車場がないという事で、この方が駐車場にして貸駐車場にする話も聞いております。図面等は添付されておられないので詳しくは把握しておりませんが、周りの事も考え、駐車場として転用する届出です。

(会長)

他にございませんか、他にご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず議案第524号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第524号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、宮司町地先の田1筆、1,030㎡を売買で取得されるものです。申請地

は市街化調整区域の田で現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、西浅井町岩熊地先の畑1筆、3.9㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で耕作放棄地です。本案件は12月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。譲受人は、すでに西浅井町岩熊の空き家と農地を購入しており、さらに申請地についても譲渡人と売買の話がまとまったため、本申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、木之本町千田地先の田1筆、現況は畑、119㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ耕作放棄地です。本案件は12月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と木之本町千田の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、高月町雨森地先の田1筆、1109㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田1筆で、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地周辺の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、曾根町地先の田4筆、2255㎡を売買で取得されるものです。申請地は、白地の畑4筆で水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地周辺の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から5までにつきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第524号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第524号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第524号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成（全員又は多数）でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第525号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第525号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第525号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる12月23日に、農地等調査委員会の將亦委員長、7番の八若和美委員、18番の保積郷司委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年1月5日に7番の八若和美委員、9番、北村富生委員にお越し、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、下坂浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、下坂浜町地先、田51㎡、畑26㎡、計77㎡転用目的を墓地とした申請です。周囲の状況は、東と北は道路、西と南は墓地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、申請人が平成5年に墓地と

して整備され現在に至ったものです。今回、不動産整理をされたところ農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

平成2年から行われました長浜新川の収容残地を成形されるかたちで墓地と整備され、その後、登記簿等の整処理がされていなかった事でございます。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、西浅井町塩津中地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、西浅井町塩津中地先、田、257㎡転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、西と東と南は道路です。写真をご覧ください。申請地はすでに造成されております。これは申請人が昭和60年に交換を行い取得されましたが、用排水の問題で田として利用することが困難であることから不作地として管理し、その後、申請人が経営する会社の資材置場として造成され、現在に至ったものです。今回、不動産整理をされたところ、農地転用の手続きができていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第525号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第525号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第526号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第526号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年1月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第526号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第525号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、高月町宇根地先、畑、452㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東と北は道路、西は宅地、南は水路です。写真をご覧ください。譲受人は市内のアパートに居住しています。今回、親の居住する集落内で住居を建築する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

申請地の北側道路は約2mと狭い為、4mに拡幅されます。下水は北側道路に埋設された公共下水道に接続され、雨水は南側の水路に排水されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、川道町地先、畑、322㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は道路と雑種地、北は雑種地です。写真をご覧ください。譲受人は申請地集落に居住されています。今回、長男が同居される予定があるため、現在借りている駐車場では手狭になるため、居住地近辺で駐車場を整備する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、東主計町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、東主計町地先、畑、271㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西と北は用悪水路、南は道路です。写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側隣接地に居住されています。今回、家族の帰郷時や来客者用駐車場を整備する計画を建てられ、居住地近辺で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

申請人の宅地と地続きで、宅地と同じ高さになるよう30cm程盛土した上に碎石を敷かれる計画です。また、2方向が水路に囲まれておりますが、隣接地に影響が出ない様に計画されております。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けいたしております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、木尾町地先、田、1,054㎡、契約内容は売買で転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と西は用悪水路、南は雑種地、北は雑種地です。写真をご覧ください。申請地は、造成されています。これは、譲受人が平成13年に墓地駐車場として造成され、現在に至ったものです。今回、譲受人が地縁団体となったことから、所有権移転の手続きを進められたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、南浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、南浜町地先、畑、592㎡、契約内容は売買で転用目的を車庫及び貸駐車場とした申請です。周囲の状況は東と南と北は道路、西は宅地です。写真をご覧ください。申請地は、一部造成されています。これは、譲受人が平成22年頃、申請地を借り受け車庫として利用するため造成され、現在に至ったものです。現在、借り受け地は道路に面しておらず他人敷地を横断して利用していることや近隣住民からも駐車場の整備要望があり、今回、駐車場の整備を計画され、借り受け地と一体的に利用でき道路に隣接した土地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

申請地を約30cm程盛土をされ、その上に碎石を敷かれます。雨水はこれまで通り、自然浸透されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及

ばす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、北村委員よりご報告をいただきます。

(北村委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、曾根町地先、畑、258㎡、契約内容は売買で転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東と北は道路、西は所有農地、南は雑種地です。写真をご覧ください。申請地は、一部造成されています。これは、譲渡人の先代が農作業倉庫を建設し、昨年解体され、現在に至っております。譲受人は、農業を営んでおり、農業用機械の増加により現在使用している倉庫が手狭になってきたことから、居住集落内で農業用資材置場を整備する計画を建てられ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、高月町落川地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、高月町落川地先、畑25㎡、契約内容は売買で転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は、東と西は道路、南と北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地隣接する東側の農地を所有し耕作をされていますが道路に面していないことから、現在、申請地を横断し利用されています。いつまでも他人の土地を横断している訳にもいかず、進入路として購入を計画されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

申請地は、国道365号線は拡幅改良された時の収用残地となりますが、国道に面した小さ

な三角地となり、譲受人の畑に行くためには進入路にすることが必要と思われました。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第526号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第526号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第527号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第527号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年1月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と所有権の移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手21人に対して借り手が10人で、筆数は46筆、合計の面積で92,778㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6名、取得者7名、筆数は17筆、面積は32,605㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが利用権設定について、と記載されている番号1から番号46につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第527号について、ご意見ご質問を求めます。

(会長)

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは諮問をうけました、議案第527号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に協議事項1番、非農地の決定について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、今年度の非農地の決定について、説明させていただきます。本協議事項につきましては、今年7月から8月にかけて、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、農地利用状況調査の際に、森林、原野化し農地に復元することが著しく困難な土地、いわゆるB分類と判断した農地178筆63,710㎡について、非農地とするものです。手続きとしては、担当委員会で非農地と判断されたものを総会で決定する必要があります。つきましては、令和2年12月10日開催の農地最適化推進委員会で農地法第2条に規定する農地に該当するか否かを審査し、非農地と判断されましたので、今総会において非農地の取扱い運用について第3の規定に基づき、協議をお願いするものです。対象農地は資料に位置図と現況写真を添付しております、いずれの農地も明らかに山林、原野化しております。先の委員会で非農地と判断された農地は、山間部、平場で一団化しているものです。他にも青地や平場でB分類判定されたものがありましたが、周辺の農地に与える影響を考慮し、今回は見送っております。

また、筆数が178筆、面積が63,710㎡と大きくなっていますが、これは、森林田園整備課

並びに森林組合から協議があり、農業より深刻になっている担い手不足の中で森林整備を進めるため、今日の非農地の手続きに含めたためです。非農地とすることで、西浅井町沓掛地域3筆、3,586㎡は土砂流出防備保安林に、湖北町の小谷上山田地域71筆、21,788㎡及び浅井町の野瀬、郷野地域、86筆、34,055㎡を森林整備計画区域に指定することができます。土砂流出防備保安林や森林整備計画区域に指定されますと、間伐等適切に手を加えることで環境整備が進み、災害防止や獣害対策にもなります。本来、植林への転用申請が必要ですが、何十年も前から山林となっておりますし、県や森林組合も長年整備が進められなかった懸案が解決できます。何より地域住民にとって整備された里山が戻って、獣害の減少も期待できます。今後も計画的に整備されていきますので、地元と協議が整った地域から毎年の農地状況調査の手続きと併せて処理していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

今後の非農地手続きの流れとしましては、本日、非農地であるとの決定をいただきましたら、令和3年2月中旬に文書にて土地所有者に現況が農地であるか否かの確認と農地としての利用計画があるかを確認し、所有者に異論がなければ令和3年3月中旬に非農地通知を發出して、地目変更登記をされるよう指導していく予定です。また、併せて本市税務課、法務局などの関係機関にもその旨を通知するとともに、令和3年3月末に農地台帳から削除します。

非農地の決定についての説明は以上です。非農地の決定について、ご協議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました協議事項1番について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(家倉委員)

大勢の所有者の方がおられますが、同意が得られない場合はどうなるのですか。

(事務局)

同意を得られなければ非農地証明を出しません。事務局で非農地を判断させていただきましたので、農地台帳だけの削除となります。

(家倉委員)

そういう事ですと、法務局で未手続きとなり、農地台帳では山林という事になるのですね。

(事務局)

非農地証明を出さないものは、登記できませんので農地のままですが、農地台帳からは削除します。非農地証明を出したものは、登記地目を変更していただくよう指導します。

なお、森林組合と森林田園整備課の案件については、連携をして登記の地目変更にも協力していただきます。

(家倉委員)

事前に所有者の了解もなしに取り進められるのですか。

(事務局)

今回、協議事項にあげさせていただいた農地につきましては、事前通知で所有者の方には、非農地証明の発行について同意を求めます。

(家倉委員)

はい、わかりました。

(会長)

今回、決定していただくと森林組合で整備していただけるのですね。

(事務局)

はい、そうです。森林整備区域に含まれ整備されます。

(会長)

そうなりますと、獣害被害が減少するものと思われれます。

(会長)

他にご意見やご質問等ございませんか。質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは協議事項1番について、農地最適化推進委員会において農地法第2条に規定する農地に該当しないと判断された農地については、提案のとおり非農地として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、非農地通知の取扱い運用について、に基づき非農地通知を発出するとともに、関係機関に情報提供し、

農地台帳から除外します。

(会長)

次に報告及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和3年1月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年2月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年2月10日、水曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしくをお願いします。

3点目、令和3年2月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年2月3日、水曜日の午前8時30分から、市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、10番の大塚委員、11番の堀田委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくをお願いします。

4点目、令和3年1月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年1月21日、木曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、20番の松居委員、1番の小畑委員です。よろしくをお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございますか。

他にご意見等ないようでしたら、これで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は、机の上に置いて提出してください。

(閉会)